

採用職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
事 務 職	若 干 名	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに大学を卒業又は卒業見込みの人（※1） 平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに短大を卒業又は卒業見込みの人（※1） 平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに高校を卒業又は卒業見込みの人（※1）
事 務 職 (福 祉)		平成6年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉主事の任用資格（※2）を有する人（令和7年3月までに取得見込みの人を含む。）
事 務 職 (障 害 者 対 象)		昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに高校以上を卒業又は卒業見込みの人（※1）で、次の①・②のいずれにも該当する人 ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人 ②口述試験に対応できる人
事 務 職 (学 芸 員) (経 験 者 採 用)	若 干 名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、大学又は大学院において日本史学の課程を専攻し卒業若しくは修了した人で、次の①・②のいずれにも該当する人 ①博物館法による学芸員の資格を有し、博物館等の施設において学芸員としての職務経験が3年以上ある人（令和7年3月31日までに3年に達する場合を含む）（※3） ②近世文書の読解技術を有する人
技 術 職 (土 木)	若 干 名	昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに土木の課程を修了し卒業若しくは卒業見込みの人（※1）、又はこれらと同程度の学力を有すると認められる人
技 術 職 (土 木) (一次試験免除枠)		昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかの資格を有する人 ・ 1級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門又は上下水道部門）
技 術 職 (建 築)		昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、令和7年3月までに建築の課程を修了し卒業若しくは卒業見込みの人（※1）、又はこれらと同程度の学力を有すると認められる人
技 術 職 (建 築) (一次試験免除枠1)		昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかの資格を有する人 ・ 一級建築士 ・ 一級建築施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 建築設備士
技 術 職 (建 築) (一次試験免除枠2)		昭和49年4月2日以降に生まれた人で、次の資格を有する人 ・ 一級建築基準適合判定資格者
保 育 士	若 干 名	平成6年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人（令和7年3月までに取得見込みの人を含む。）
保 健 師	若 干 名	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人（令和7年3月までに取得見込みの人を含む。）

※1 学校教育法による大学、短大、高校（特別支援学校の高等部を含む）を卒業又は卒業見込みの人
学校教育法による専修学校、各種学校で、次に該当する人は短大扱いとします。
①年間授業時間数が680時間以上、②専修学校は修業年限2年以上の専門課程、③各種学校は「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上。出身の専修学校・各種学校に確認してください。

※2 社会福祉主事任用資格は、社会福祉士又は精神保健福祉士等の有資格者のほか、次のいずれかに該当する人などが対象となります。①学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（3科目以上）を修めて卒業した人、②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人、③全国社会福祉協議会が経営する中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程または日本社会事業大学の通信教育過程を修了した人。
詳しくは、厚生労働省のホームページ（ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉士・介護福祉士等>ページ9：社会福祉主事任用資格の取得方法）で確認してください。

※3 事務職（学芸員）の職務経験の取扱い等について
・雇用形態は、正社員（正職員）、非常勤、アルバイト等も含まれます。ただし、1つの施設等に1週間あたり30時間以上の勤務をしている場合のみ職務経験とみなします。
・職務経験が複数の施設にわたる場合には、それらの期間を通算することができます。ただし、同時期に複数の施設等に勤務していた場合は、どちらか一方の勤務期間のみを通算することができます。
・育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
・最終合格発表後、職務経験期間の確認のため職歴証明書等の証明書類を提出していただきます。
・勤務内容は主に歴史民俗資料館での学芸員業務となりますが、異動により一般事務の業務に従事することもあります。

注 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①日本国籍を有しない人（保健師を除く。）
- ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項（以下）に該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・蕨市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込方法及び受付期間

申込方法	電子申請
受付期間	令和6年7月1日（月）～令和6年8月8日（木） 17時まで

※申込書に記載された個人情報は、蕨市職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、他の業務への利用や公開をすることはありません。

申込手続

申込手続	蕨市公式ウェブサイトの[職員採用情報]から受験を希望する試験案内を押下し、ページ中段「蕨市職員採用試験電子申請方法について」を確認したうえで、「電子申請ページへ」から、案内に従って、申請してください。
必要なもの（環境）	○インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の媒体 ○メールや申込書等を印刷することが可能な環境 ○受験者本人の顔写真の画像ファイル（JPEG形式（推奨）、GIF形式またはPNG形式）

注1 必ず「蕨市職員採用試験電子申請方法について」を参照の上、申請してください。
なお、令和6年8月8日（木）17時以降に申請されたもの又は内容の不備等で申込期間内に受付が完了しなかったものについては、いかなる理由があっても受付できませんので余裕を持って申請してください。

注2 採用試験受付終了間際は、回線が混雑する場合がありますので、ある程度余裕を持ってお申込みいただくようお願いいたします。

- 注3 当該システムにおける通信・機器障害等のトラブルについては一切責任を負いませんので、ご承知おきの上、電子申請サービスをご利用ください。
- 注4 受験票は申込完了後、速やかに受験者へメールにてお知らせします。申込完了後、5営業日経過してもメールが届かない場合は、総務部人事課人事研修係までご連絡ください。
- 注5 事務職の障害者対象試験を志望する人は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。また、試験において配慮が必要な方は、可能な限り対応させていただきますので、事前にご連絡ください。

試験の方法及び内容

【試験方法】

職 種	第一次試験			第二次試験			第三次試験
事務職	教 養	小論文	適性検査	個人面接			個人面接
技術職	専 門	小論文	適性検査	個人面接			
技術職 (一次試験免除枠)				個人面接	小論文	適性検査	
保育士	専 門	小論文	適性検査	個人面接			個人面接
保健師	専 門	小論文	適性検査	個人面接			

- 注1 各試験科目のいずれかが一定の基準に達しない人は、他の成績いかんにかかわらず不合格となります。
- 注2 試験は、事務職（福祉、障害者対象、学芸員含む。）及び保育士については、第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、技術職及び保健師については第一次試験及び第二次試験とします。
- 注3 小論文は第一次試験日に実施（技術職（一次試験免除枠）については第二次試験日に実施）しますが、第二次試験として評価します。

【試験内容】

試験科目	内 容
教養（事務職（学芸員以外）） 〔60分〕	文章読解、数的能力、判断推理、基礎英語、時事・現代社会等に関する一般教養についての択一試験
教養（事務職(学芸員)）〔45分〕	文章読解、数的能力、判断推理に関する一般教養についての択一試験
専門（土木大卒）〔120分〕	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工についての択一試験
専門（土木短大卒・高卒） 〔90分〕	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての択一試験
専門（建築大卒）〔120分〕	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備及び建築施工についての択一試験
専門（建築短大卒・高卒） 〔90分〕	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工についての択一試験
専門（保育士）〔90分〕	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育についての択一試験
専門（保健師）〔90分〕	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論についての択一試験
小論文〔60分〕	文章による表現力、課題に対する理解力についての記述試験
適性検査〔約90分〕	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
個人面接	主として人物についての個人面接による試験

試験の日時・会場及び合格発表等

【試験の日時・会場、合格発表】

区分	日 時	試験会場	合格発表
第一次	令和6年9月1日(日) 午前10時30分(受付 午前9時45分~10時) 技術職(大学卒・短大卒)のみ	蕨市役所	10月上旬に全員に対して文書で通知します。
	令和6年9月22日(日) 午前10時30分(受付 午前9時15分~10時) 技術職(大学卒・短大卒)以外の職種	蕨市役所	
第二次	令和6年10月15日(火)・16日(水)・17日(木)・24日(木)のいずれか1日。 詳しい日時・会場は、第一次試験合格者に対して通知します。		10月下旬に全員に対して文書で通知します。
第三次	令和6年11月5日(火)~11月7日(木)いずれか1日。 詳しい日時・会場は、第二次試験合格者に対して通知します。		11月中旬に全員に対して文書で通知します。

注1 受験する職種によって、第一次試験の日時が異なりますので、ご注意ください。

注2 第1次試験当日は、受験票、ボールペン、鉛筆(HB)、消しゴム、昼食を必ず持参してください。

注3 電話による可否の問合せには応じません。

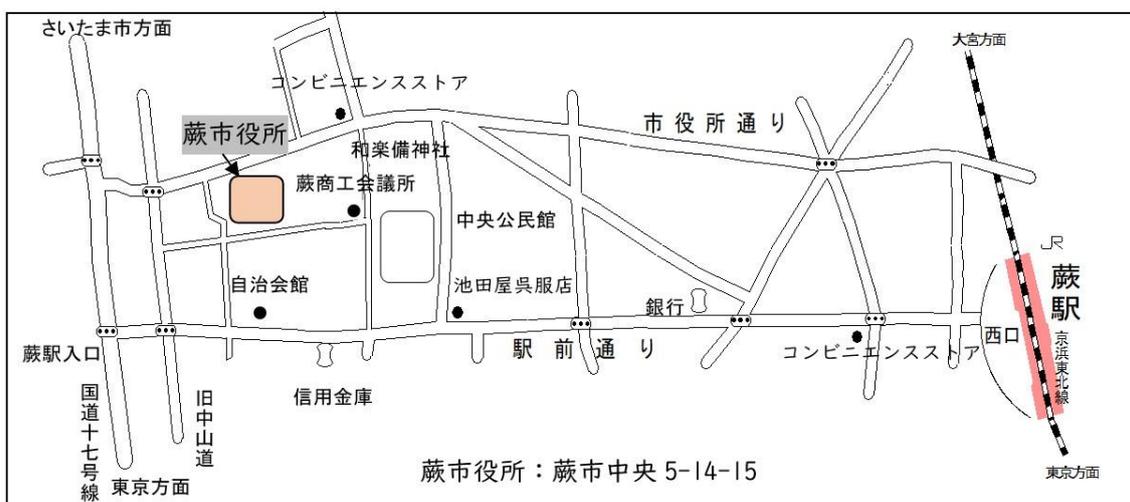
注4 試験中の携帯電話等の使用は固く禁止します。使用した場合は試験を停止し、失格とすることがあります。

注5 試験当日は、会場の都合上、自動車での来場はできません。公共交通機関を利用してください。

【合格から採用まで】

- 最終合格者については、合格通知書を交付し、任用候補者名簿に登載します。
任用候補者名簿の有効期限は令和8年3月31日までです。
- 採用は、欠員の状況に応じて任用候補者名簿に登載された人のうちから順次行われます。したがって任用候補者名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。
- 採用の時期は、令和7年4月1日以降の予定です。
- いずれの職種においても、合格基準に達しない人は不合格としますので、合格者数が採用予定人数に達しない場合や採用を行わない職種が生ずることがあります。
- 受験資格がない場合や、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

【試験会場案内図】



※ 問合せ 蕨市総務部人事課 ※E-mailでのお問合せは御遠慮下さい。
電話 048(433)7746 [直通] 048(432)3200 [代表] 内線 509